

群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター設置規程

令和 5.10.20 制定

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則第8条第4項の規定に基づき、群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、医療安全教育手法に基づく多職種人材育成共同利用拠点を形成し、ノンテクニカル・スキルを含めた医療安全教育手法に関する知識・技術・態度を修得した教職員の育成を支援することで、大学教育の発展に資することを目的とする。

2 センターの設置期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、学長が必要と認めた場合は延長することができる。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育関係共同利用拠点事業の企画・運営
- (2) 医療安全教育のコンテンツ及び手法の開発並びに多職種教員との共有
- (3) 医療安全教育手法の国際的な知見の収集・統合
- (4) 医療安全教育手法を他大学へ普及・展開するための職種別ネットワークの構築
- (5) 学内及び学外FDの実施による医療安全教育手法を用いた教育を提供できる多職種人材の育成
- (6) 各職種における医療安全教育手法を用いた教育カリキュラムの開発支援
- (7) 拠点事業の医療分野以外への展開
- (8) 拠点事業の評価
- (9) その他医療安全教育の推進に関し必要な事項

(職 員)

第4条 センターは、次の各号に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な教職員

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する者をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

(顧 問)

第7条 教育関係共同利用拠点事業の企画・運営及び事業評価等への助言を行うため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、センターの教職員以外の者で、医療安全教育に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、センター長が委嘱する。

(部 門)

第8条 センターに、企画・運営部門、人材育成FD部門、医療分野以外からの支援部門、事業評価部門及びFD応用部門を置く。

2 前項に規定する部門に、それぞれ部門長を置き、センター長が指名する。

(会 議)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第10条 センターに、共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、群馬大学多職種人材育成のための医療安全教育センター教育関係共同利用拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第11条 センターの事務は、学務部教務課の協力を得て、昭和地区事務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月20日から施行する。